

商標権	判決年月日	令和３年７月１９日	担当部	知財高裁第１部
	事 件 番 号	令和３年(行ケ)第１０００３号		
○ 被告の有する登録商標について、被告又は通常使用権者が、要証期間内に使用していたことを証明したものと認めることはできないと判断し、これと異なる判断をした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(取消・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法５０条

(関連する権利番号等) 登録第５３６０８９７号

(審決) 取消２０２０－３００３６８号

判 決 要 旨

- 被告は、平成２２年４月、第４１類「通信回線を利用した画像の提供」等を指定役務として、本件商標（「美少女図鑑」の文字を標準文字で表してなる商標）について商標登録出願をし、同年１０月、商標権の設定登録を受けた。

原告が本件商標の商標登録について、商標法５０条１項所定の商標登録取消審判を請求したところ、特許庁は、本件商標の通常使用権者による使用を認め、不成立審決をした。原告は、上記審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

- 本判決は、要旨次のとおり判断し、被告又は本件商標の通常使用権者が、要証期間内に本件商標を使用していたことを証明したものと認めることはできないとして、本件審決を取り消した。

(1) 被告は、平成２８年頃、本件サービスの有料会員のみが閲覧可能な本件ウェブサイトの本件トップページに本件使用商標（白く縁取りされたピンク色の書体の「美少女図鑑」の文字）が表示された本件バナーを、本件バナーのリンク先である本件ウェブページに本件バナーの画像を、それぞれアップロードして、本件バナー及びその画像を掲載したこと、通常使用権者であるファンプラス社が、令和２年４月１月以降、本件トップページ及び本件ウェブページにそれぞれ本件バナー及びその画像を継続的に掲載したことにより、被告又はファンプラス社が要証期間内に本件使用商標を使用した旨主張する。

(2) しかしながら、本件トップページ及び本件ウェブページをそれぞれ印刷した書証である甲１５及び１７は、いずれも要証期間経過後の本件審判請求後に印刷されたものであるから、これらが存在するからといって、要証期間内に本件トップページ及び本件ウェブページに本件バナー及びその画像が表示されていたものと認めることはできない。本件バナーのアップロード時のログ等の電子記録は提出されておらず、平成２８年頃、本件トップページ及び本件ウェブページに本件バナー及びその画像がアップロードされて掲載されたことを客観的に裏付ける証拠はない。

また、関係者の陳述書（乙 3 及び 8）における、要証期間内に本件トップページ及び本件ウェブページに本件バナー及びその画像を掲載した旨の記載は、いずれも措信することができないものである。

他に本件バナー及びその画像が要証期間内に本件トップページ及び本件ウェブページに掲載されていたことを認めるに足りる証拠はない。

- (3) 以上によれば、被告又は通常使用権者であるファンプラス社が要証期間内に本件使用商標を使用した事実を認めることはできない。